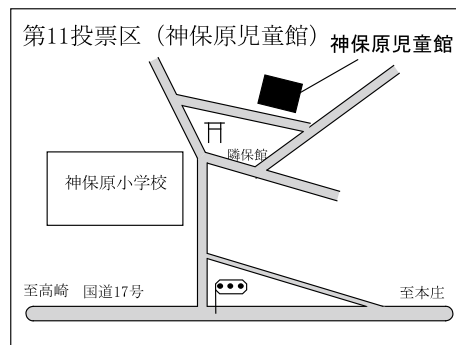
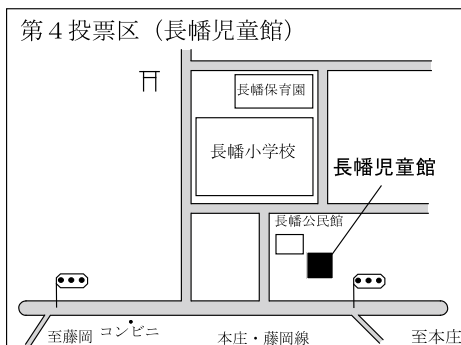
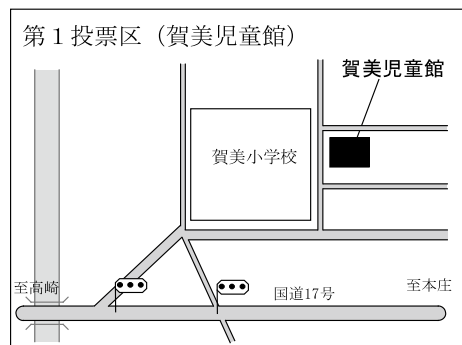


平成23年4月10日執行予定の「埼玉県議会議員一般選挙」より 投票所に使用する施設が一部変更になります

4月10日(日)執行予定の「埼玉県議会議員一般選挙」より、町内3か所の投票所に使用する施設が変更になります。今回変更になるのは、第1・第4・第11投票区です。(その他の投票区は変更ありません。)投票所は入場券等でもお知らせしますが、お間違えのないようお気をつけください。

【変更になる投票所に使用する施設】

投票区	新しい投票所	今までの投票所	該当区域(行政区等)
第1投票区	賀美児童館	賀美小体育館	黨・金上・内出・西金・勝一・勝二・原一・原二
第4投票区	長幡児童館	長幡小体育館	下郷・宮・上郷・久保・西大・東大南・東大北
第11投票区	神保原児童館	神保原小体育館	宮本町・八町河原・忍保



問合せ…上里町選挙管理委員会【☎35-1237(直通)】

明るい選挙推進啓発標語コンクール
(優秀賞)

一びょうは 明るいみらいの きつぷです

岩川れんさん(上里東小)

スマートインターチェンジ早期実現を要望

町では、関越自動車道・上里サービスエリアにスマートインターチェンジの設置を目指し、関係機関と協議を進めてきました。

12月27日(月)、上里町長が小泉龍司衆議院議員・丸山真司県議会議員の同席のもと、埼玉県知事に対し、(仮称)上里スマートインターチェンジの早期実現に向けた支援を要望しました。



※スマートインターチェンジとは、高速道路の本線やサービスエリア・パーキングエリア等から乗り降りできるETC専用のインターチェンジで、通常のインターチェンジに比べ建設・管理コストが低く、高速道路の有効活用による地域活性化としても期待されています。

2/20
(日)

『第20回上里町乾武マラソン大会』 大会当日の交通規制のお知らせ

問合せ…上里町乾武マラソン大会事務局【☎35-1245（直通）】

2月20日(日)開催、第20回上里町乾武マラソン大会のコース等をお知らせします。大会当日は、午前9時15分から正午まで、マラソンコース内の道路が交通規制されます。ご迷惑をおかけしますが、皆様のご協力をお願いします。

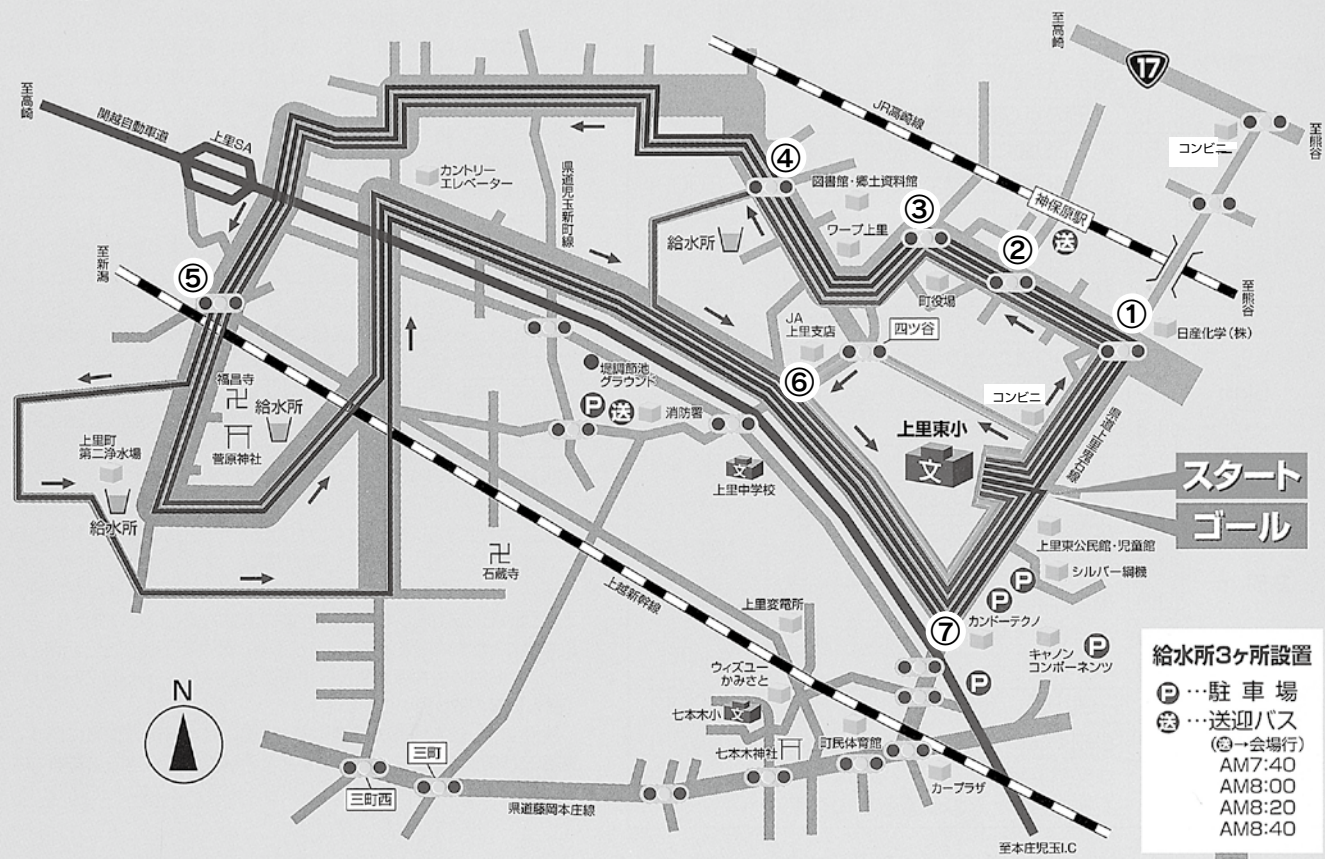
大会当日のマラソンコース道路交通規制時間
午前9時15分～正午

ランナー通過時間(コース図参照)

- | | |
|--------------|------------|
| ①日産化学(株)前交差点 | 9:20～10:30 |
| ②神保原駅南信号機 | 9:23～10:33 |
| ③上里町役場北 | 9:25～10:35 |
| ④堀込信号 | 9:26～10:38 |
| ⑤五明新幹線下信号 | 9:35～11:20 |
| ⑥農協直売所付近 | 9:46～11:26 |
| ⑦カンドーテクノ前交差点 | 9:50～11:32 |

●乾武マラソン大会コース図●

ハーフ 5 km
10km 2.5km



沿道でランナーを応援しよう！

大会当日、「抽選券」を持参して、会場（上里東小学校）で午前11時までに受付すると、競技終了後の抽選会で賞品が当たります。ぜひ応援に来てください。

第20回上里町乾武マラソン大会
**受付
応援賞抽選券
番号**

受付：上里東小学校・午前11時まで

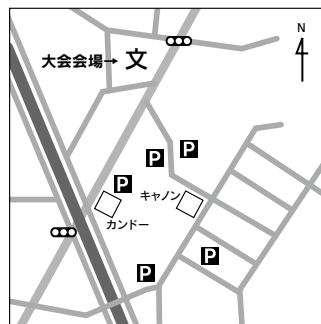
賞品引換：午前11時30分～正午まで

※大会当日のみ有効

③ 広報かみさと No.501

駐車場のお知らせ

大会当日の駐車場は、右図のとおりとなります。駐車場に限りがありますので、会場にお越しの際は乗り合わせにご協力ください。





所得税の確定申告は e-Tax(イータックス)を ご利用ください!

※e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得しておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

国税庁ホームページ
から電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用して自宅から税務署に送信できます。

最高5000円の
税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5000円の控除ができます。(平成19〜22年分の申告でいずれか1回のみ適用)

添付書類の
提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。ただし、確定申告期限から3

年間は、書類の提出又は提示を求められることがあります。

還付金が
スピーディー

還付申告は早期処理(3週間程度に短縮)をしています。

24時間利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

その他

◆e-Taxのご利用には、電子証明書の取得(手数料が必要)やICカードリーダーライターの購入などの事前準備が必要です。

◆電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

◆e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。

納税窓口

休日開庁・夜間開庁のお知らせ

◆2月の開庁日

○休日(午前8時30分～正午)

2月13日(日)

○夜間(午後8時まで)

2月25日(金)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直通)】

税の納付は便利、確実な

『口座振替』のご利用を!

税は納期限内に納めましょう!

2月は省エネルギー月間です
地球と仲良く省エネハート!



関東電気保安協会

<http://www.kdh.or.jp/>

2/20(日)
上里町乾武マラソン大会

大会当日の交通規制に
ご協力ください。



給与所得者の確定申告

平成22年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、『2月16日(水)～3月15日(火)』です。

給与所得のある方で確定申告が必要な方

所得税額から配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引いて残額がある場合で、次のいずれかに該当する方は所得税の確定申告が必要です。

○給与収入金額が2000万円を超える方

○1か所からの給与収入のほか、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方等

※所得税額は、「課税される所得金額(各種所得の合計額から所得控除を差し引いた額)」に税率を乗じて算出されます。

給与所得のある方で確定申告をすれば所得税が還付される方

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金が納めすぎになっている方は、確定申告により税金が還付されます。

○医療費控除の適用を受ける場合

○(特定増改築)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合など

※還付を受けられる方は、2月15日(火)以前でも確定申告書を提出することができます。

※振替納税を利用する場合の振替納付日は、4月22日(金)となります。

医療費控除

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

対象となる医療費は、その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費です。医療費の支出を証明する書類(領収書など)を確定申告書に添付するか、申告の際に提示してください。

また、給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)も添付してください。

給与所得者の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

マイホームの新築や購入等をして、平成22年中に居住した場合には、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

確定申告の際には次の書類を用意してください。

【用意するもの】

①平成22年分「給与所得の源泉徴収票」の原本

※源泉徴収税額があることをご確認ください。

②住民票(平成23年1月1日以降に交付を受けたものの・コピー不可)

③家屋・敷地の登記事項証明書(コピー不可)

※登記済権利証、登記識別情報通知書等ではありませんのでご注意ください。

※敷地をローンにより購入されていない方は、家屋のみの登記事項証明書をご注意ください。

④家屋・敷地の取得価格等が明らかになるもの(請負契約書、売買契約書のコピー)

※敷地をローンにより購入されていない方は、家屋のみの契約書等のコピーをご用意ください。

⑤住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(借入先すべての証明書を参照)

※返済明細書や返済予定表はこれに該当しませんのでご注意ください。

⑥印鑑

⑦預貯金口座番号が分かる

詳細について

もの(申告により所得税が還付されますので、申告者本人名義のものを持参)
※認定長期優良住宅及び増改築等による住宅借入金等特別控除を受ける場合は、別途必要な書類がありますので、国税庁ホームページ等でご確認ください。

①国税庁ホームページ
【<http://www.nta.go.jp>】を「<http://www.nta.go.jp>」をご覧ください。

②電話相談センター【22-1111】へお問い合わせいただき、自動音声に従ってください。

問合せ：本庄税務署【22-2111】

